

見本（振動）

特定建設作業実施届出書

〇〇年 4月 1日

米子市長 〇〇〇〇 様

届出者 住 所 米子市〇〇町〇〇番地
 氏名・名称 〇〇建設株式会社
 代 表 者 代表取締役

作業を始める日の7日前までに提出してください。
 ※水曜日からの作業であれば、前週の火曜には提出。

特定建設作業を実施するので、**振動規制法**第14条第1項（第...）
 届け出ます。

建設工事の名称	〇〇ビル解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート5階建 800㎡			
特定建設工事の名称	くい打くい抜機を使用する作業			
特定建設作業に使用される振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	電動式バイプロハンマ 〇〇販売社製 YBH-80 60kw 1台			
特定建設作業の場所	米子市〇〇町〇〇番地			
特定建設作業の実施の期間	自 〇〇年 4月 11日	至 〇〇年 4月 15日	5日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8時	至 17時	日曜、祝日を除く	7時間
				4日間 28時間
振動の防止の方法	低振動型機械を使用する			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	米子市〇〇町〇〇番地 〇〇商社		作業期間のうち、作業する日数を記入。 例は、日曜日を挟むと仮定。	
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	米子市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社		※日曜、休日に作業をしてはいけない。 電話番号 0859-1234-1234	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	米子市〇〇町〇〇番地 △△解体株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		電話番号 0859-5678-1234	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	米子市〇〇町〇〇番地 △△解体株式会社 〇〇〇〇		電話番号 0859-5678-5678	
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

休憩時間を除く一日の作業時間及び作業期間中の延べ作業時間

◎作業に先立ち、作業の内容などについて、近隣住民によく説明し、理解を得てください。
 ◎早朝、深夜に騒音、振動の出る作業はしないでください。
 ◎公害関係法規をよく守ってください。
 ◎その他、現場周辺を清潔に保つなど、周辺の環境に気をつけ、気持ちよく作業してください。

- 備考
- 1 この届出書は、振動規制法施行令別表第2
 - 2 特定建設作業の種類の際には、振動規制法
 - 3 特定建設作業の実施の期間の際には、そのしない日を明示すること。
 - 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の際には、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 - 5 ※印の際には、記入しないこと。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 7 付近の見取図及び工程表を添付すること。

特定建設作業に関する届出

1. 振動規制法による特定建設作業

規制地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合

振動規制法施行令 別表第2（第2条関係）

一	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
二	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
三	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
四	ブレーカー（手持式のを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

建設作業の名称	振動	騒音
ディーゼルパイルハンマ	○	○
ドロップハンマ	○	○
もんけん（人力）	×	×
油圧パイルハンマ	○	○
エアハンマ	○	○
バイプロハンマ	○	○
油圧圧入、ワイヤ圧入	×	×※1
プレボーリング工法（アースオーガ＋直打工法）	○	×
プレボーリング工法（アースオーガ＋根固め）	×	×
中掘工法（アースオーガ＋直打工法）	○	×
オールケーシング工法（ベノト工法）	×	×
アースドリル工法	×	×
リバースサーキュレーション工法	×	×
地中連続壁工法	×	×
鋼球による破壊	○	×
舗装版破砕機（ハンマを落下させるもののみ）	○	×
ハンドブレーカー	×	○
油圧ブレーカー	○	○
コンクリート圧砕機	×	×
ブルドーザー（40kW以上のもの）	×	○※2
バックホウ（80kW以上のもの）	×	○※2
トラクターショベル（70kW以上のもの）	×	○※2

○：特定建設作業 ×：特定建設作業対象外

※1 くい打機及びくい抜機のみ対象、圧入式くい打くい抜機は対象外

※2 環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が指定以上のもの

2. 様式、提出部数

ア 届出様式 特定建設作業実施届出書（様式第9）

イ 提出部数 **2部** 正本にその写しを1通添付（内容審査後、届出書の写しをお渡しします）

ウ 添付書類

a 特定建設作業の場所の付近の見取り図

b 特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したもの

※ 使用する機械のカタログがあれば、写しを添付してください。

3. 提出期限

特定建設作業の開始の日の7日前までに市長に届出する

（※8日前には提出し終えて、7日前には提出済みになっているようにしてください。）

4. 提出窓口

米子市河崎 3280 番地 1（米子市クリーンセンター 2 階）

市民生活部 環境政策課 環境保全担当 TEL (0859) 23-5257 FAX (0859) 23-5258

5. その他注意事項

ア 「届出者」欄は、当該工事の発注者から直接請け負った元請負人とする。なお請負人が共同企業体である場合は当該共同企業体協定書等に定める代表者とする。

イ 「建設工事の名称」欄は、○○ビル工事などの工事名とする。この場合、工事発注者と請負契約書を取り交わしているときは、その契約書に記載されている工事名とする。

ウ 「建設工事の目的に係る施設または工作物の種類」欄は、目的とする施設、または工作物を把握するため、○階鉄筋コンクリートビル○○㎡等具体的に記入する。

エ 「特定建設作業の種類」の欄は、政令に定める特定建設作業を記入する。

オ 特定建設作業に使用される機械の名称等は、コンプレッサー遠心型、〇〇製、△△kw 1台等具体的に記入する。

カ 「建設作業の場所」欄は、作業の実施される場所を記入する。

キ 「特定建設作業の実施期間」及び「特定建設作業の開始及び終了の時刻」欄は、次のとおりとする。

(1) 作業の開始及び終了時刻は、作業禁止時間帯に入り込まないこと。

(2) 作業日は、日曜日その他の休日を記載するか、作業日数を記入すること。

(3) 「実働時間」欄は、1日の作業時間及び作業期間中の延べ実働時間を併せて記入すること。

ク 「振動の防止の方法」欄は、防止の措置を具体的に記入する。別紙として添付してもよい。

ケ 振動規制法第28条により、特定建設作業の実施の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の過料に処する。